

令和6年度 運営指導について(居宅介護支援事業所・地域密着型サービス事業所)

1 運営の流れ

運営指導(事業者の選定)

- ① 国の示す指導重点事項に基づき、指導が必要と認められるサービス事業者
- ② 苦情や相談、事故等があり、指導が必要と認められるサービス事業者
- ③ 前回の指導の結果、改善の状況の確認等、引き続き実地で指導をする必要があると認められるサービス事業者
- ④ 必要な外部評価を受けていないサービス事業者
- ⑤ 他事業所で問題が発生した同一法人の運営する同種のサービス事業者
- ⑥ 介護報酬の算定要件を実地で確認、指導する必要があるサービス事業者

R5-6の石岡市では、
原則として指定更新の年に
運営指導を実施しています。

運営指導(実施)

実地にて関係書類を確認し、改善すべき事項が認められた場合、口頭及び文書により改善を求める。介護給付費等の請求に関して、誤りが認められた場合は、自主返還を指導。(石岡市介護保険サービス事業者等指導要綱に基づく)

監査へ移行する場合

- ・度重なる指導によっても改善が図られない
- ・利用者に対する虐待等
- ・指定基準又は報酬算定基準の重大な違反
- ・介護報酬の不正請求

行政上の措置

著しく適正を欠く運営が行われているまたは不正が認められた事業者等に対しては、「勧告」又は「命令」「指定の取消等」の行政処分を行う。(石岡市介護保険サービス事業者等指導監査実施要項に基づく)

改善状況確認

完了

2 運営指導件数(延べ)

(内訳)

サービス種別	実地指導件数
地域密着型通所介護	3
居宅介護支援・介護予防支援	7
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	2
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	4
(介護予防)認知症対応型通所介護	1
計	17

定期の運営指導	13
開設2年目の運営指導	1
事業所の移転に伴う運営指導	2
介護給付費等適正化事業による運営指導	1

3 運営指導における指摘事項

(1)運営基準について

サービス種別	項目	指導・助言内容
・居宅介護支援 ・小規模多機能型居宅介護	業務継続計画の策定等 (居宅条例第 22 条の 2) (地密条例第 32 条の 2 準用)	業務継続計画に作成日を入れること。作成の根拠となることと、見直し・修正を行うものであるためである。(口頭指導)
小規模多機能型居宅介護	指定小規模多機能型居宅介護の 具体的取り扱い方針(身体拘束等 の適正化) (地密条例第 92 条第7項)	「身体的拘束等の適正化のための指針」が、法人名で作成されていた。これは、事業 所ごとに整備が求められているため、事業所名を明記すること。(口頭指導)
居宅介護支援	勤務体制の確保 (居宅条例第 22 条)	勤務管理について、出勤簿への押印のみだが、出退勤の時間も記載すること。(口頭 指導)

サービス種別	項目	指導・助言内容
小規模多機能型居宅介護	指定又は指定の更新を受けた旨の表示 (地密指定規則第 3 条)	指定通知書は、事業所の見やすい場所に表示すること。(口頭指導)
小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成 (地密条例第 93 条→居宅条例第 16 条)	アセスメントが課題分析標準 23 項目を満たしていない。アセスメント表は、課題分析標準項目を満たすものを使用する、あるいは現行のアセスメント項目に追加情報として記載すること。(口頭指導)
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護計画の作成 (地密条例第 118 条)	アセスメントが課題分析標準 23 項目を満たしていない。アセスメント表は、課題分析標準項目を満たすものを使用する、あるいは現行のアセスメント項目に追加情報として記載すること。また、この項目に対して漏れのないアセスメントを行うこと。(口頭指導)
小規模多機能型居宅介護		居宅サービス計画に記載のないサービス提供があった。居宅サービス計画と小規模多機能型居宅介護計画が整合性の取れるサービス提供をすること。(口頭指導)
地域密着型通所介護	設備及び備品等 (地密条例第 59 条の 5)	機能訓練室として示された場所が設備基準を満たしていなかった。食堂と同一の場所の場合は、そのように示すこと。(口頭指導)
居宅介護支援	基本的取り扱い方針(居宅サービス計画の交付) (居宅条例第 16 条第 11 項)	居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付した記録がない。運営基準を満たす根拠として記録を残すこと。(文書指導)

(根拠法令)

居宅条例…石岡市指定居宅介護支援等の事業の人員の人員及び運営に関する基準等を定める条例

地密条例…石岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

地密指定規則…石岡市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

(2) 介護給付費算定について

サービス種別	項目	指導・助言内容
居宅介護支援	居宅介護支援費 (居宅算定基準 2 居宅介護支援費 注 6 運営基準減算) ※基本的取り扱い方針(居宅サービス計画の交付) (居宅条例第 16 条第 11 項)再掲	居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付した記録がない。運営基準を満たす根拠として記録を残すこと。(文書指導)
居宅介護支援	通院時情報連携加算 (居宅算定基準 2 居宅介護支援費 ト通院時情報連携加算)	算定要件を満たす支援を行った際は、適切に算定すること。(口頭指導)
居宅介護支援	入院時情報連携加算 (居宅算定基準 2 居宅介護支援費 ホ入院時情報連携加算)	算定要件の解釈違い。自己点検による過誤申立を提案した。(自主返還指導) ※「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第 3 居宅介護支援費に関する事項 16)
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護費 (看取り介護加算) (地密算定基準 5 注 10)	看取り介護加算の算定にあたっては、当該利用者の看取りについての介護記録を漏れなく記載すること。(文書指導) ※「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」6 認知症対応型共同生活介護費(9)

（根拠法令）

居宅算定基準…指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

地密算定基準…指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

4 まとめ

○重大ではない運営基準違反について、口頭又は文書指導を行っている。

○運営基準違反減算がないサービスについても、運営基準の遵守を徹底されたい。

○介護給付費については、算定要件の解釈違いや理解不足が見られた。長期にわたる、または基本報酬に関わる算定間違いの場合、過誤額が大きくなることが予想される。引き続き、適切な介護給付費の算定を心がけていただきたい。

○年に1回は、運営基準および介護給付費算定についての自主点検を行っていただきたい。

石岡市介護保険課からの指導事項

令和7年3月19日

養介護施設従事者による高齢者虐待について（資料2-1 ※県資料）

高齢者虐待は、重大な権利侵害です。養介護施設従事者における高齢者虐待には、ケアに直接かかわらない職員(役員)も「従事者」に含まれます。虐待の事実があった場合は、監査の実施、行政指導・行政処分(指定取消・指定の一部停止等)が行われる事があります。

	R6	R5	R4	R3	R2
通報受理	2	2	3	2	2
虐待あり	0	1	2	1	1

(虐待類型)

身体的虐待 5

心理的虐待 1

介護サービス情報の公表について（資料2-2 ※県資料）

業務管理体制の届出について（資料2-3 ※県資料）

施設における結核対策（資料2-4 ※県資料）

在宅ケアハラスメント対策について（資料2-5 ※県資料）

介護サービス提供施設・事業所における交通事故の防止について（資料2-6 ※県資料）

令和7年4月1日からの介護給付費等の算定と運営基準について(資料2-7)

事業所の指定申請について（資料2-8-1～4）

- 1 指定変更の届出は、変更があった日から10日以内です。期限内の提出が難しい場合は、介護保険課にご連絡ください。
- 2 指定申請に関する文書の簡素化・標準化を推進しています。ガイドライン(資料 2-8-1、2-8-2)は必ず確認してください。

3 令和7年4月1日から、指定申請は原則として電子申請届出システムを利用してください。操作等が困難な場合は、できるだけ個別対応いたしますのでご連絡ください。(システムの操作については電話対応不可)

介護現場の生産性向上について (資料2-9 ※県資料)

地域密着型サービスの利用について (資料なし)

地域密着型サービスとは、石岡市民が住み慣れたこの地域で最後まで暮らすことができるように用意されたサービスです。他市町村の住民は原則として利用することはできません。

他市町村からの転入者についても、転入後の石岡市民としての居住歴の有無を確認いただき、地域密着型サービスの適正な運営にご協力ください。

事故の報告について (資料2-10-1~3)

事故報告の提出は、事故発生から5日以内に行うこととされています。期限内の提出が難しい場合は、その旨を電話でご連絡ください。

事故を理由とした、利用者様やご家族様からの相談・苦情があった際にスムーズに対応するためです。また、その場合でも事故報告書は「第1報」として取り扱います。

(居宅介護支援のみ)特定事業所集中減算について (資料2-11-1、2-11-2)

(居宅介護支援のみ)市へ届出が必要な介護報酬算定・ケアプランについて

1 福祉用具の軽度者申立 (資料 2-12-1)

2 同居家族のいる生活援助算定(資料 2-12-2)

ケアプランに、家族の支援を受けられない状況や認知症等の症状があることその他の事情により、訪問介護(生活援助中心型)の利用が必要である理由が明確に記載されている場合は、ケアプランの提出をもって「生活援助算定シート」の提出とすることができます。

提出が必要かどうかは、「生活援助算定シート」の ☐ で確認してください。3に該当する場合に提出が必要です。2に該当する場合は、その旨を介護支援経過記録やサービス担当者会議の要点等に記録しておくとい良いでしょう。

3 要介護認定期間の半数を超える短期入所の算定

介護給付費の適正な利用にご協力ください。

4 ケアプランの届出が必要な事例

(1)生活援助中心の算定が、下記の基準※を超える場合、その必要性をケアプランに記載するとともに、市にケアプランを届出ください。(石岡市居宅運営基準第 16 条第 20 項)

※厚生労働大臣が定める基準

要介護1	27 回
要介護2	34 回
要介護3	43 回
要介護4	38 回
要介護5	31 回

(2)ケアプランに位置づけられたサービスが下記の基準※を超える場合、市町村からの求めがある場合には、ケアプランの届出が必要です。(石岡市居宅運営基準第 16 条第 21 項)

※厚生労働大臣が定める基準

ア 居宅サービス計画に位置付けられたサービス費の総額が区分支給限度額に占める割合:100 分の 70 以上

イ 訪問介護に係る居宅介護サービス費が、サービス費の総額に占める割合:100 分の 60 以上

(小規模多機能のみ)安全・質の確保・負担軽減委員会の設置について (資料なし)

【条例】石岡市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準を定める条例

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

※看多機は 202 条準用、認知症対応型共同生活介護は第 128 条準用、地域密着型介護老人福祉施設は 189 条準用

第 106 条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化, 介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に関催しなければならない。

【解釈通知】指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成 18 年 3 月 31 日 老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老発第 0331017 号)

地域密着型基準第 86 条の2(※指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準を定める条例、石岡の条例では第 106 条の2)

は、介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものである。なお、本条の適用に当たっては、令和6年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされている。

本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。

また、本委員会は、定期的を開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。

あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。

R 6 介護保険施設等管理者研修会（集団指導）

高齢者の権利擁護について

茨城県保健医療部
健康推進課



高齢者虐待防止法の施行の経緯と概要 (1)

● 法律の目的(第1条)

- ①「**高齢者の尊厳の保持**」を大きな理念とする
- ②「尊厳の保持」を妨げる**高齢者虐待の防止**が極めて重要
- ③そのために必要な措置を定める

➡ **高齢者の権利利益をまもる**



「養介護施設従事者等」と施設・事業所の責務⁽¹⁾

●「養介護施設従事者等」とは

法律では「養護者」と「養介護施設従事者等」による高齢者(=65歳以上の人)への虐待を定義



●「養護者」とは

日常的に世話をしている家族・親族・同居人などの、高齢者を現に養護している人

●「養介護施設従事者等」とは

老人福祉法・介護保険法に定める養介護施設・事業所の業務に従事する人



「養介護施設従事者等」と施設・事業所の責務 (2)

● 養介護施設・事業所の責務

- ① 養介護施設従事者等へ研修を実施する
 - ② 利用者や家族からの苦情処理体制を整備する
 - ③ その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる
- (高齢者虐待防止法第20条)

高齡者虐待の防止・発見・対応の責任は、従事者個々人の問題だけではなく、施設・事業所そのものにもある

＊ 養護者から虐待を受けた高齢者の保護(「やむをえない事由」による措置)、養護者の支援(短期入所等)、地域の高齢者虐待防止ネットワーク等に協力する場合も



「高齢者虐待」の定義 (1)

●「養介護施設従事者等」による高齢者虐待

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(高齢者虐待防止法第2条第5項より)

身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係⁽¹⁾

● 身体拘束禁止規定と高齢者虐待

- 介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、**身体拘束その他の行動制限は原則禁止**（指定基準等による）



- 本人への精神的苦痛・身体機能の低下等の大きな弊害
- 家族・親族等への精神的苦痛、ケアを行う側の士気の低下



**「緊急やむを得ない」場合を除いて、
身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当**

（出典：厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』，2005）



身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係 (2)

●身体拘束に該当する具体的な行為の例

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

(出典:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』, 2001)

身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係⁽³⁾

- 「**緊急やむを得ない**」場合と「**例外3原則**」
 - 「**例外3原則**」(①切迫性・②非代替性・③一時性)をすべて満たし、十分な手続きを踏んだ場合に限る
 - 記録に残すことが必要
(記録がない場合「身体拘束廃止未実施減算」が適用)
 - 適宜再検討を行い、情報開示・関係者間での共有を行う



身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係 (4)

●「例外3原則」と求められる手続き

例外3原則: 3つの要件をすべて満たすことが必要

- ①**切迫性**: 本人や他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ②**非代替性**: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない
- ③**一時性**: 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

慎重な手続き: 極めて慎重に手続きを踏むことが求められている

- ①例外3原則の確認等の手続きを、「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い、記録する
- ②本人や家族に、目的・理由・時間(帯)・期間等をできる限り詳しく説明し、十分な理解を得る
- ③状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する

(出典: 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』, 2001)

早期発見の責務と通報の義務 (1)

● 保健・医療・福祉関係者の責務

- 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める
(高齢者虐待防止法第5条第1項)

● 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」における通報の義務

- 虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見⇒市町村へ通報

一般・・・生命・身体に重大な危険→通報義務

それ以外の場合→通報“努力”義務

養介護施設従事者等・・・自分が働く施設等で発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、**通報義務**
(≠努力義務)が生じる
(高齢者虐待防止法第21条第1項)

早期発見の責務と通報の義務 (2)

● 守秘義務との関係 (高齢者虐待防止法第21条第6項)

● 通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない

＊「虚偽」(虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う)、「過失」(一般の人から見て虐待があったと「思った」ことに合理性がない)を除く

● 不利益取扱いの禁止 (高齢者虐待防止法第21条第7項)

● 通報したことによる不利益な扱い(解雇、降格、減給など)は禁止(虚偽・過失を除く)

● 高齢者虐待の問題を施設・事業所の中だけで抱え込まずに、早期発見・早期対応をはかるため

＊ 施設・事業所内で対応したことで、通報義務は消失しない

市町村・都道府県等の対応

● 窓口の設置

（高齢者虐待防止法第18条及び第21条第5項）

- 市町村等は、高齢者虐待に関する通報や相談、虐待を受けた高齢者本人からの届出を受け付け、その後の対応に結びつける窓口を設置する

● 通報等を受けた後の対応

市
町
村

- 高齢者の安全確認・緊急性の判断
- 通報等の内容の事実確認・訪問調査
- ケース会議の開催
- 介護保険法上の権限行使（市町村に権限がある場合）
- 都道府県への報告

都
道
府
県

- 高齢者の安全確認・事実確認（市町村と連携）
- 老人福祉法・介護保険法による権限の適切な行使
- 虐待の状況等の公表（毎年度）



12

高齢者虐待の現状

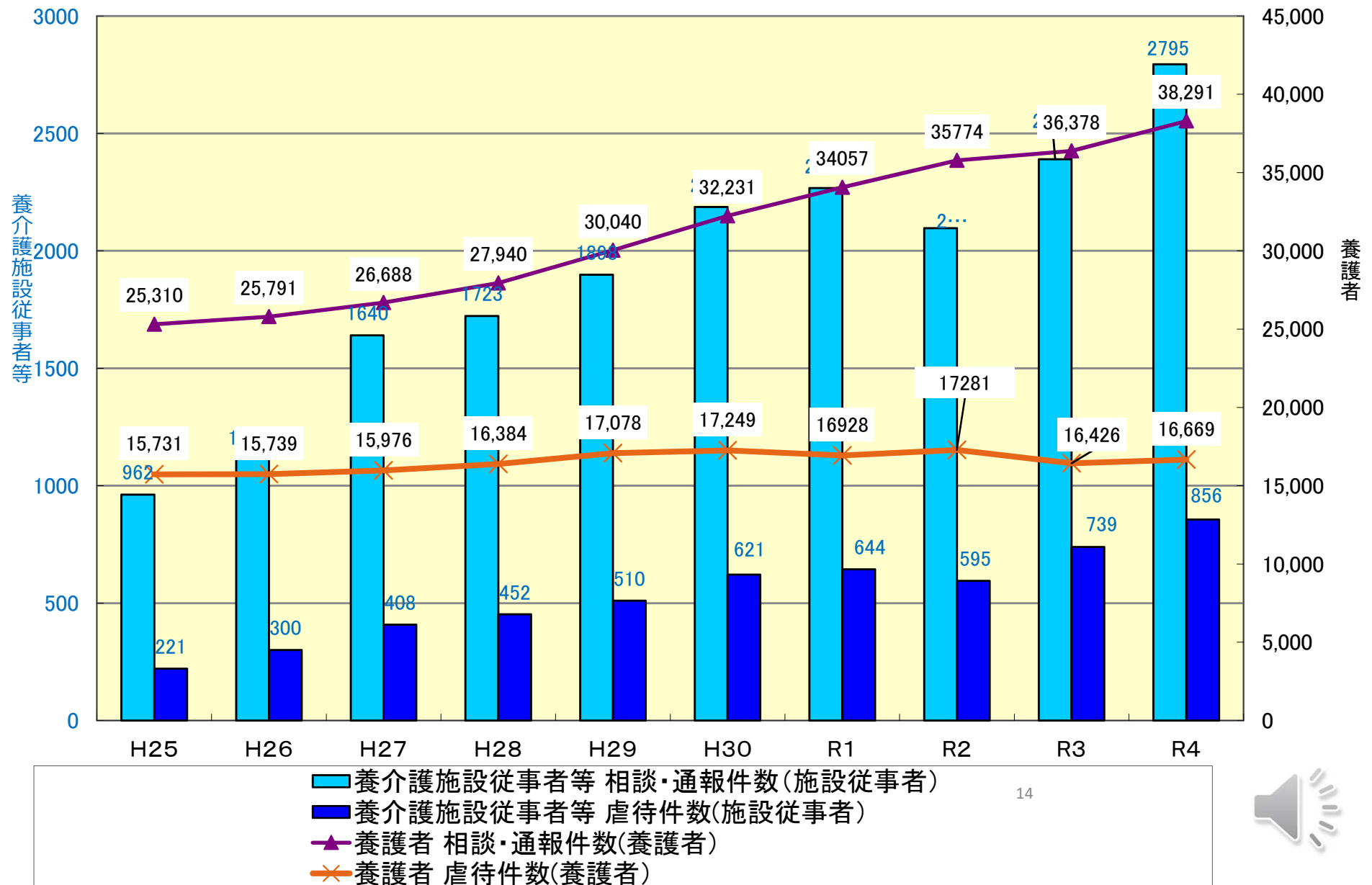
～養介護施設従事者等による高齢者虐待を中心に～

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等
に関する調査(令和4年度)

令和5年12月22日 厚生労働省発表資料

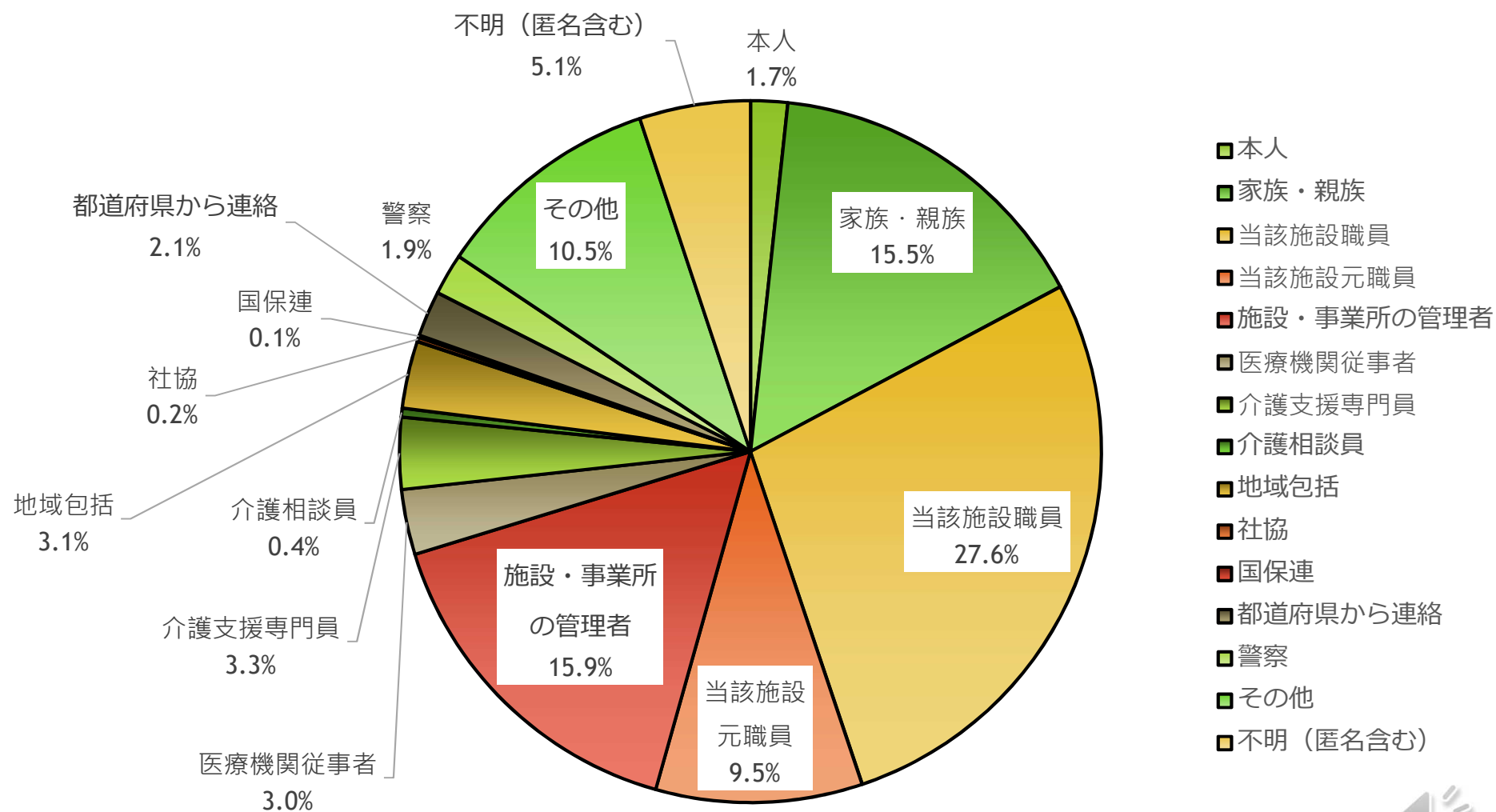


法に基づく対応状況等に関する調査結果(全国)



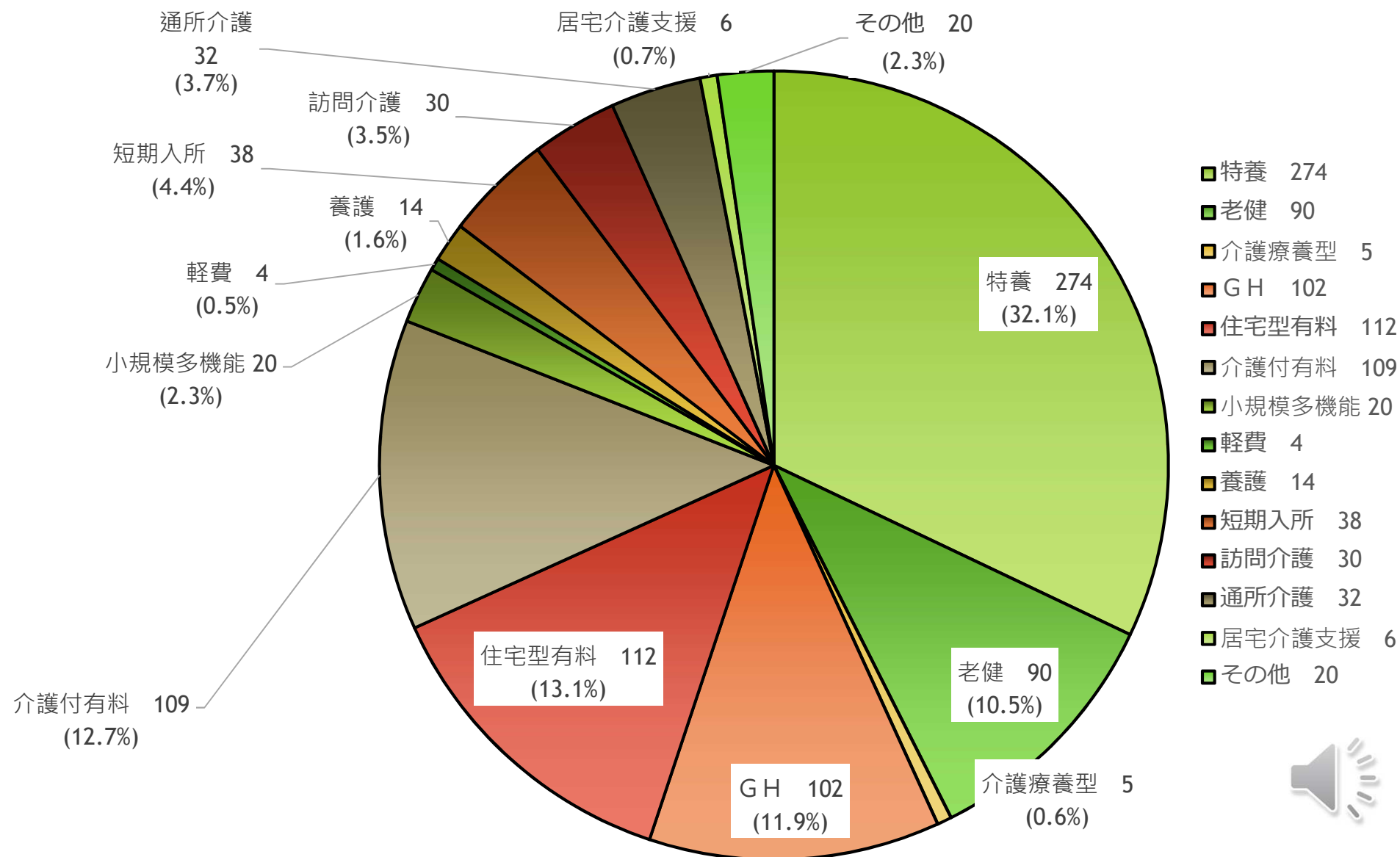
法に基づく対応状況等に関する調査結果①

養介護施設（全国 相談・通報者内訳）

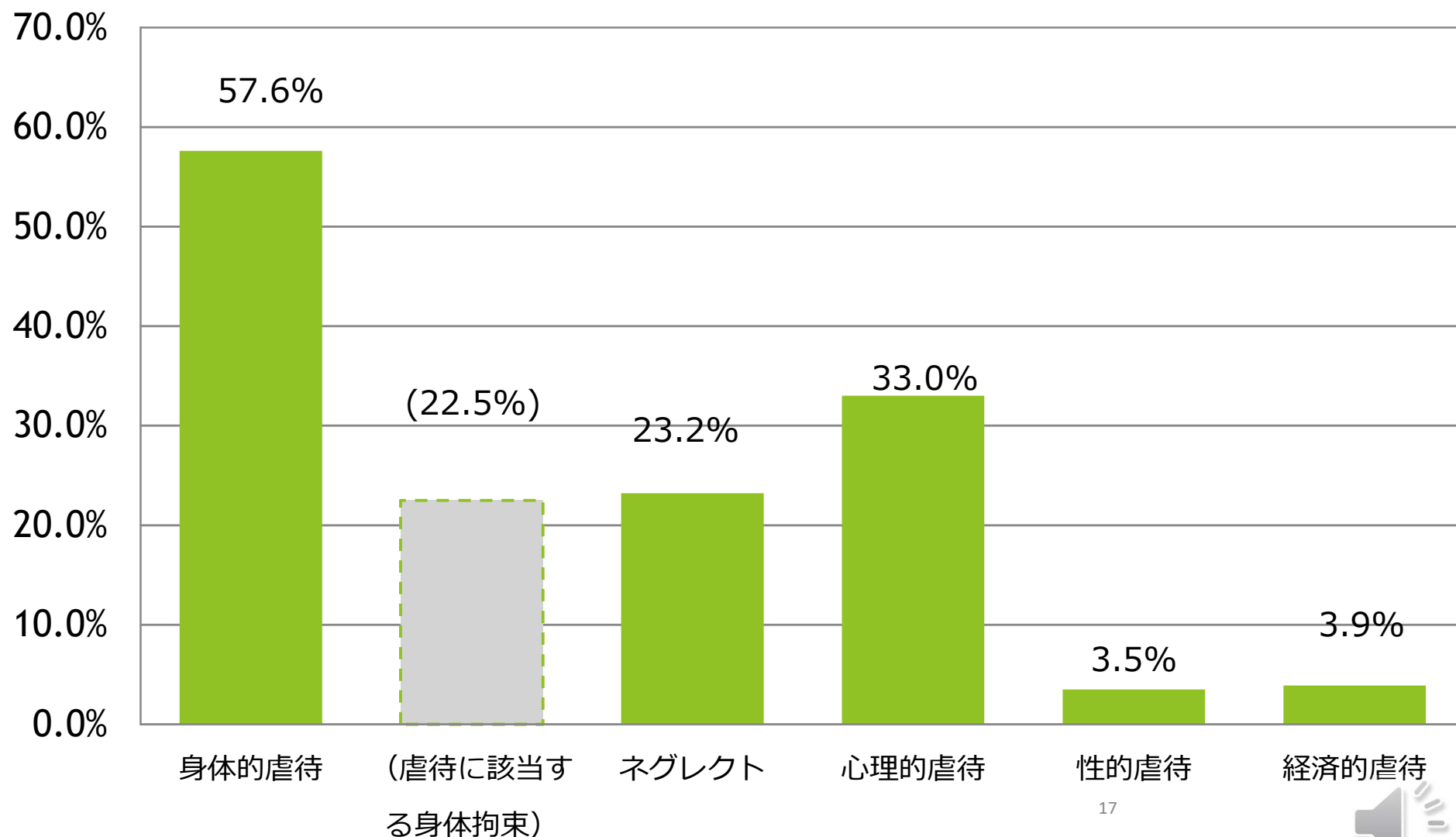


法に基づく対応状況等に関する調査結果②

養介護施設（全国 施設・事業所種別）



法に基づく対応状況等に関する調査結果③ 養介護施設（全国 虐待類型・複数回答）



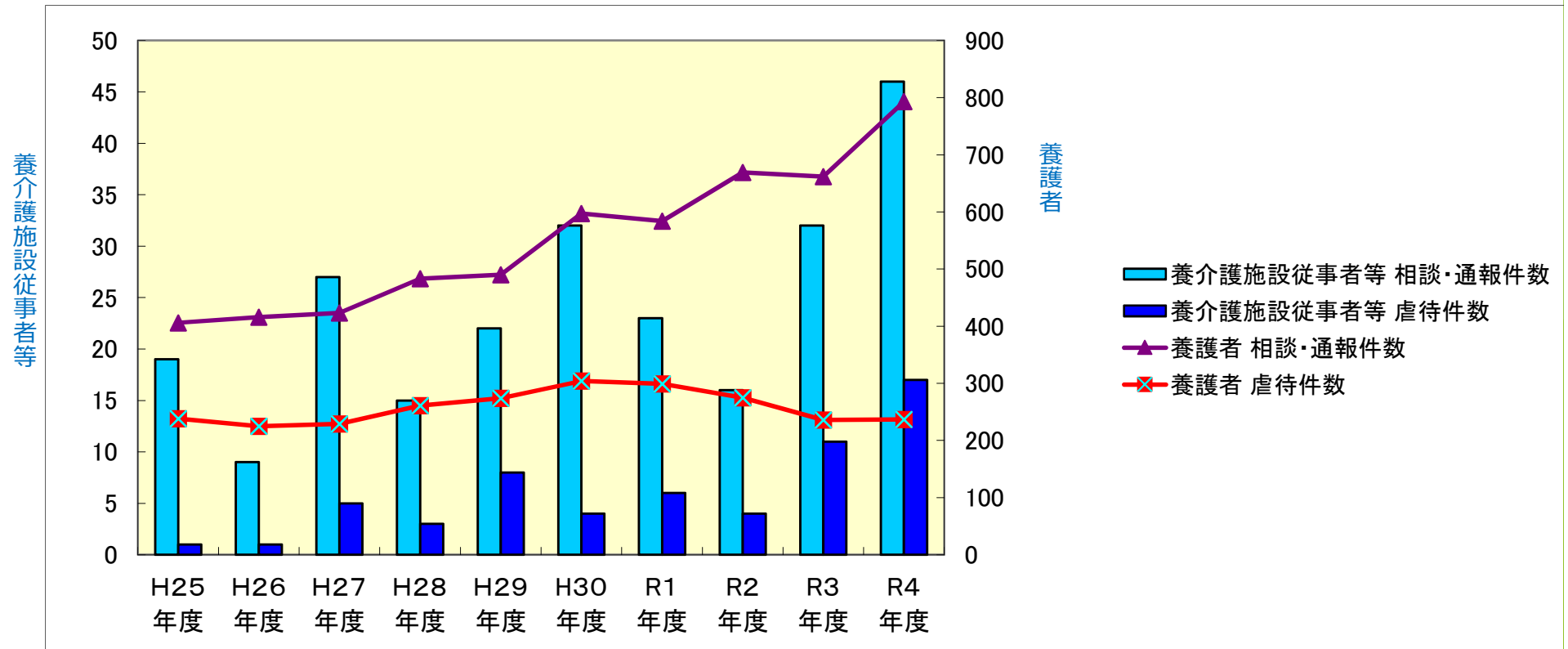
法に基づく対応状況等に関する調査結果④

養介護施設（全国 発生要因）

内容	件数	割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	480	56.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	197	23.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ、管理体制	193	22.5%
倫理観や理念の欠如	153	17.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	99	11.6%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	85	9.9%
その他	30	3.5%

法に基づく対応状況等に関する調査結果(茨城県)

		H 2 5 年度	H 2 6 年度	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
養護者	相談・通報件数	406	416	423	482	490	597	584	669	662	793
	虐待の事実が認められた件数	238	225	229	261	274	304	299	275	236	237
養介護施設従事者等	相談・通報件数	19	9	27	15	22	32	23	16	32	46
	虐待の事実が認められた件数	1	1	5	3	8	4	6	4	11	17



養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例（茨城県）

○養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた事例（令和4年度）

No	被虐待者の状況				虐待に対して 取った措置	養介護施設等の種別	虐待を行った 従事者の職種
	性別	年齢階級	要介護度	虐待の種別			
1	男	85～89歳	要介護1	身体的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職
2	男	65歳未満障害者 2人	要介護3	心理的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
3	女	90～94歳 1人	要介護4	心理的虐待	改善指導	介護老人保健施設	看護職
4	男	85～89歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
5	女	90～94歳	要介護1	身体的虐待	改善指導	介護付き有料老人ホーム	介護職等
6	男 1人 女 1人	80～84歳 1人 75～79歳 1人	要介護3 2人	身体的虐待 心理的虐待	改善指導	認知症対応型共同生活介護	介護職等
7	女	不明	不明	心理的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職
8	女	75～79歳	要介護3	性的虐待	改善指導	その他	介護職等
9	女	75～79歳 1人 90～94歳 1人	要介護4 2人	心理的虐待 1人 身体的虐待 1人	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
10	女	90～94歳	要介護1	経済的虐待	改善指導	居宅介護支援事業所	管理職
11	女	80～84歳	要介護5	身体的虐待	改善指導	その他	介護職等



No	被虐待者の状況				虐待に対して 取った措置	養介護施設等の種別	虐待を行った 従事者の職種
	性別	年齢階級	要介護度	虐待の種別			
12	女	80～84歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	有料老人ホーム	介護職等
13	女	90～94歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職等
14	男1人 女5人	65歳未満障害者 1人 75～79歳 2人 90～94歳 2人 不明 1人	要介護1 2人 要介護4 1人 要介護5 2人 不明 1人	身体的虐待 2人 心理的虐待 4人	改善指導	介護老人保健施設	介護職 看護職
15	女2人	75～79歳 1人 90～94歳 1人	要介護2 1人 要介護4 1人	身体的虐待 心理的虐待 介護放棄	改善指導	介護老人保健施設	介護職
16	女	90～94歳	要介護4 1人	身体的虐待	改善指導	有料老人ホーム	介護職員
17	不明	不明	不明	心理的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職等



養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止①

(1) 管理職・職員の研修, 資質向上

- 各施設内で職員への法制度、介護技術、認知症への理解を深めるための研修
- 職員のストレス対策（メンタルヘルスに配慮した職員面談、怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントに関する研修）
- 虐待事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備

(2) 情報公開

(3) 苦情処理体制

(4) 組織的運営の改善



養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止②

令和3年1月25日厚生労働省令

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」

令和3年度から全ての介護サービス事業者に高齢者虐待防止体制整備が義務化

- ・ 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること
- ・ 3年の経過措置期間を経て令和6年度～完全施行



茨城県の高齢者権利擁護対策

【職員の質の向上】

(1) 市町村職員等向け研修

- ＊ 市町村職員等対応力強化研修

委託先：県社会福祉士会

(2) 施設職員向け研修会の実施

- ＊ 看護実務者研修

委託先：県看護協会

- ＊ 権利擁護推進員養成研修

委託先：県老人福祉施設協議会

- ＊ 管理者研修



ご清聴ありがとうございました。



介護サービス情報の公表について

令和6年9月

茨城県長寿福祉課介護保険指導・監査G



1) 介護サービス情報の公表制度について

2) 介護サービス事業者経営情報の報告について

介護サービス情報の公表制度とは

〈介護保険法〉 介護サービス情報の報告及び公表
第115条の35

介護サービス事業者は、〈中略〉サービスの提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報〈中略〉を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する**都道府県知事に報告しなければならない。**



**介護サービス事業者に対し、「介護サービス情報」
の報告を義務付け**

※計画基準日前の1年間において介護報酬の支払いを受けた額が100万円以下の者、
及び災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができない正当な理由がある者を除く

各介護事業所で必要な作業

- ▶ 「介護サービス情報報告システム」にログイン
└ ログインページ：県HPからアクセス可能



- ▶ 自事業所・施設の介護サービス情報を提出

- 基本情報 法人情報、事業所所在地、従業者、サービス内容、利用料等
★ 特に「電話番号」「FAX番号」「法人番号」に入力誤りがないか、提出前に再確認！
- 運営情報 利用者の権利擁護、サービスの質の確保への取組、相談・苦情等への対応、外部機関との連携、事業運営・管理、安全・衛生管理の体制、従業者の研修
- 事業所の特色

都道府県が審査・公表

今後のスケジュール（予定）

■ 令和6年10月下旬以降

（国） 令和6年度調査票システムリリース

（県） 令和6年度計画の策定

→事業所あて情報提出依頼

■ 令和6年12月下旬まで

（事業所） 各事業所の情報を報告（目安）

※提出後、都道府県が随時審査・公表

令和5年度からの主な変更内容

▶「財務諸表」に関する項目追加

- ・事業所が使用している会計の種類
- ・財務三表
(損益計算書、キャッシュフロー計算書、
貸借対照表)

※PDF又はCSVファイルをアップロード・掲載

▶「運営規程等の重要事項」の掲載機能追加

※PDF形式等でアップロード

★ 令和7年4月1日以降、重要事項をウェブサイトにも掲載することが義務化
(法人のホームページ等または介護サービス情報公表システムへの掲載)



よくあるご質問について

Q. 介護サービス情報報告システムの I D ・パスワードを失念してしまった。

A. I D は介護保険事業所番号と同一です。
パスワードの再発行を希望する場合は、県 H P に掲載している「パスワード再発行依頼書」をダウンロードし、長寿福祉課までご提出ください。

Q. システムの操作方法が分かりません。

A. 「簡単操作ガイド」や「操作マニュアル」等をご参照ください。

※いずれも、県 H P に掲載



1) 介護サービス情報の公表制度について

2) 介護サービス事業者経営情報の報告について

介護サービス事業者経営情報の報告とは

〈介護保険法〉 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
【令和6年4月1日改正により追加】

第115条の44の2 第2項

介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、
介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地
を管轄する**都道府県知事に報告しなければならない。**



**介護サービス事業者に対し、「介護サービス事業者
経営情報」の報告を義務付け**

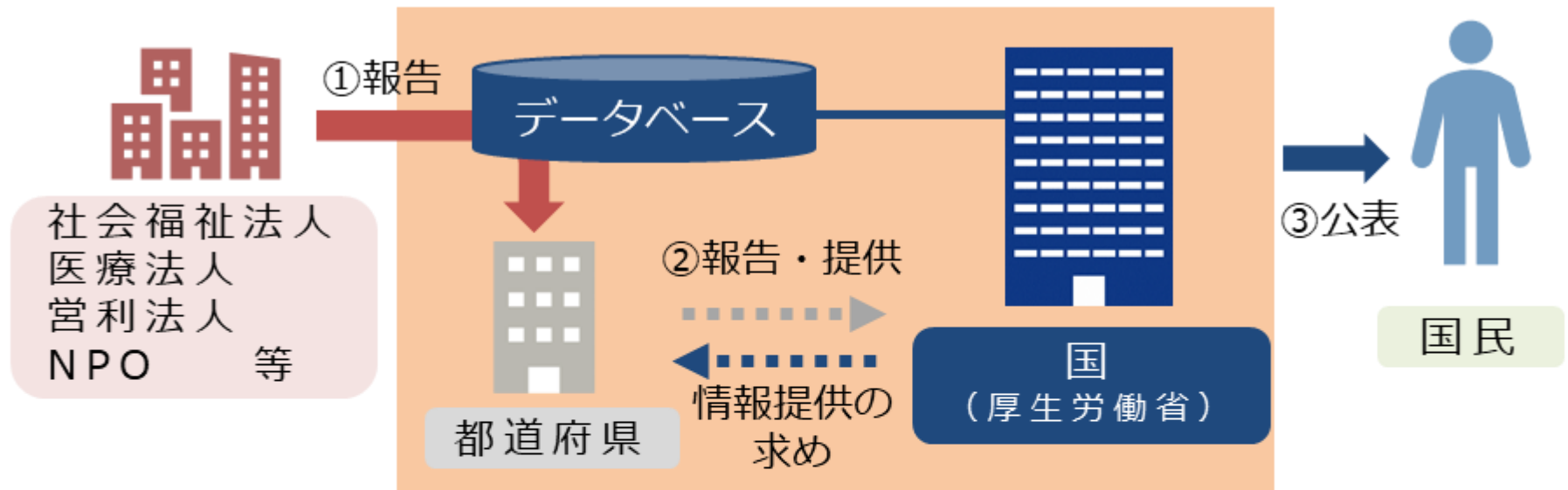
※当該会計年度に提供した介護サービスに係る介護報酬の支払いを受けた額が100万円以下の者、
及び災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができない正当な理由がある者を除く



介護サービス事業者経営情報の報告とは

<データベースの運用イメージ>

※厚生労働省ホームページから引用、URLは最終ページに掲載



- ① 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

介護サービス事業者経営情報の報告とは

▶ 収集情報：

介護施設・事業所における収益及び費用、
職員の職種別人員数、職種別の給与 等

▶ 報告方法：

厚生労働省において運営するシステム
(介護事業財務情報データベースシステム (仮称))

▶ 報告期限：

各事業者の毎会計年度終了後、3月以内

※令和6年3月31日から12月31日までに会計年度が
終了する報告に限り、令和6年度末までに報告

令和6年度の報告（初年度報告）

		令和5年度				令和6年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所A 会計年度 4～3月	届出期間								
	会計年度	 届出対象年度							
事業所B 会計年度 10～9月	届出期間								
	会計年度	 届出対象年度							
事業所C 会計年度 1～12月	届出期間								
	会計年度	 届出対象年度							

報告期限：令和6年度末まで



令和7年度以降の報告

		令和6年度				令和7年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所A 会計年度 4～3月	届出期間								
	会計年度	 届出対象年度							
事業所B 会計年度 10～9月	届出期間								
	会計年度	 届出対象年度							
事業所C 会計年度 1～12月	届出期間								
	会計年度	 届出対象年度							

報告期限：毎会計年度終了後、3月以内



今後のスケジュール（予定）

- 令和6年秋頃
（国）報告システムの運用マニュアル等の公表
- 令和7年1月以降
（国）報告システム運用開始
（事業所）令和6年度分報告の開始
- 令和7年3月末
（事業所）令和6年度分報告〆切

※事業所からの報告にあたって、
「GビスID」のアカウント取得が必要
→早めのアカウントの取得をお願いします



参考資料

1 介護サービス情報公表について

【厚生労働省HP】 介護サービス情報の公表制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>

【茨城県HP】 介護サービス情報公表の公表制度

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/joho/johonokohyo.html>

【介護サービス情報報告システム】 **（事業所ログインページ）**

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/08/>

【介護サービス情報の公表システム】 **（情報閲覧ページ）**

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

参考資料

2 介護サービス事業者経営情報の報告について

【厚生労働省HP】介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

【介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について】

(令和6年8月2日付老認発0802第1号・老高発0802第1号・老老発0802第2号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283884.pdf>

【介護保険法第115条の44の2に基づく介護サービス情報の報告及び公表に係る制度に関するシステムの運用開始に向けた対応等について】

(令和6年8月2日付事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283885.pdf>

【「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A」の発出について】

(令和6年8月20日付事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001292650.pdf>

業務管理体制の整備について

1 介護保険法第 115 条の 32 第 1 項及び第 2 項に基づく届出書の提出について

平成 20 年の介護保険法改正により、平成 21 年 5 月 1 日から介護サービス事業者には法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。整備すべき業務管理体制は、事業所数に応じ定められており、事業者（＝法人）ごとに、業務管理体制の整備に関する届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

届出書が未提出の場合は法令違反に該当することとなり、必要に応じて事業者等への実地指導を実施することもあります。

なお届出先の区分変更、届出事項の変更があった場合にも届出が必要になります。

【提出する届出書類】

① 新規で業務管理体制の整備に関して届け出る場合

第 1 号様式【介護保険法第 115 条の 32 第 2 項（整備）又は第 4 項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書】

② 事業所等の指定や廃止により事業展開地域が変更し届出先の区分変更が生じた場合

第 1 号様式【介護保険法第 115 条の 32 第 2 項（整備）又は第 4 項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書】

- ・ 区分変更の欄に「区分変更前・区分変更後の行政機関名」「理由」等を記載し、変更前と変更後の両方の行政機関に提出する。

（例えば、事業所の廃止により地域密着型サービスのみを行い、事業所が同一市町村内に所在することとなった場合は、届出先が都道府県知事から市町村長になります。）

③ 届出事項に変更があった場合

第 2 号様式【介護保険法第 115 条の 32 第 3 項に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）】

- ・ 主な変更届出事項：事業者（法人）の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所、職名、法令遵守責任者の氏名など
（事業所の新規指定を受けたことにより、法人全体で運営する事業所の数が増え、整備すべき業務管理体制の内容が変更となった場合（事業所数が 20 以上となり法令遵守規程を整備した場合など）も該当。事業所数が増えても、整備すべき業務管理体制の内容が変更とならない場合は届出の必要はありません。）

※届出様式は茨城県ホームページからダウンロード可能

「茨城県のトップページ→(左の欄)「茨城で暮らす」→「福祉・子育て」の欄→「介護保険」→「事業者届出関係」→「業務管理体制の整備の届出」

【業務管理体制整備の内容】

整備すべき体制は、各事業者が運営する事業所等の数により異なります。

事業所数		1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
整備すべき体制	法令遵守責任者の選任	○	○	○
	法令遵守規程の整備		○	○
	業務執行状況の監査			○

事業所数：医療みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除き、地域密着型や介護予防サービスも数える。

※例えば、同一事業者が訪問看護と介護予防訪問看護の指定を併せて受け、その他地域密着型通所介護 1 か所の指定を受けている場合、事業所数は 3 となります。

【届出先】

各事業者（＝法人）が運営する事業所等の所在地により異なります。

届出先区分	届出先
① 事業所等が 3 以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が 2 以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が 1 の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④ 全ての事業所等が 1 の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤ 全ての事業所等が 1 の中核市の区域に所在する事業者（＊本県では水戸市が該当）	中核市の長
⑥ 地域密着型サービス（地域密着型介護予防を含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

○ 届出先が茨城県知事の場合は、長寿福祉課に郵送又はメールで提出してください。

〒310－8555 水戸市笠原町978－6

茨城県福祉部 長寿福祉課 介護保険指導・監査グループ

電話029－301－3315 FAX029－301－3348

メールアドレス chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp

【参考】

○ 業務管理体制の整備の趣旨

介護保険制度は、40歳以上の国民からの介護保険料と公費で成り立っている公的性格が極めて強い制度。事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、業務管理体制の整備を義務付けるものです。

○ 適切な業務管理体制とは

業務管理体制とは、事業者内の介護サービス事業に携わる全役職員が、介護サービス提供における法令等遵守の意義を認識し、日常の業務において法令等遵守を実践できるような組織体制を指します。事業者は事業所（施設）数や法人形態に応じて、主体的に適切な方法を選択し、これらの体制を整備することが求められます。

＜整備を進める例＞

- ① 法人役員等において、体制の整備・確立に向けた方策を検討
- ② 取締役会等において「法令遵守責任者」を選任。関係従業員に周知。
- ③ 法令遵守責任者に「法令遵守規程」の策定(事業所数20以上の場合は必須)指示。
- ④ 策定した法令遵守規程(案)が妥当なものか法人役員等において確認のうえ、法令遵守責任者に対し、従業員に周知するよう指示。
- ⑤ 法人役員等において「規程の内容が実行されているか。方策の達成・進捗状況はどうか」定期的に確認又は法令遵守責任者に対して報告を指示。
- ⑥ 法令遵守を実現するための方策の見直しが必要な場合は法令遵守規程の改正を指示。

○ 法令遵守責任者とは（全ての事業者が整備必須）

事業者内において、業務管理体制を整備・運用する上で中心的役割を担う方を指します。法令遵守責任者に何らかの資格要件は求められていませんが、以下の点を考慮し、選任することが望まれます。

- ・介護保険法及び介護保険法に基づく通知等に精通した法務担当の責任者となる方
- ・事業者内部に法令等遵守を周知徹底させることができる方
- ・代表者自身が法令遵守責任者になることは問題ありません。

＜法令遵守責任者の役割 例＞

- ① 法令遵守規程を策定
- ② 法令遵守規程を関係従業員全員に周知
- ③ 法令遵守状況を把握し、必要により体制の改善を図るためのモニタリング方法を整備
- ④ 法令遵守状況を把握し、見直しが必要な場合は法人役員等に報告
- ⑤ 日頃から事業所の管理者と連携(情報共有)し従業員の業務状況や利用者からの相談・苦情等を把握し速やかな対応に努める。

＜事業所管理者への具体的指示＞

- 運営基準や各事業所の運営規程に基づく適正な介護サービスの提供を行うこと。
- 介護保険事業の随時の制度改正点や報告書提出期限、届出提出期限等を把握し、担

当職員だけでなく管理者が積極的に進行管理を行うこと。

※提出期限や実績確認時期の例

- ・各種の加算(減算)算定要件に係る前年度(又は半期)の実績の確認
- ・処遇改善計画書、実績報告の提出
- ・職員の退職、採用があった場合の資格証の確認、勤務形態等による加算算定の要件の確認、加算の算定ができなくなった場合の速やかな届出等

○ 法令遵守規程とは（事業所数 20 以上の場合は整備必須）

法令遵守方針に基づき、全役職員が法令に則った適切なサービスを提供する上での取り決めをまとめた規程（マニュアル）を指します。

日常業務の運営に当たり、法令等遵守を徹底するための注意事項や標準的な業務プロセスを記載したものでもかまいません。ただし、全役職員がマニュアルを参照することで法令に沿った適切なサービスを一律に提供できるものであることが大切です。

＜法令遵守規程の具体例＞

- ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ・統括部門（法人本部）及び法令遵守責任者、事業所等との組織・連絡体制
- ・業務内容ごとのモニタリング・体制
- ・研修・指導体制の整備
- ・分析及び評価・改善活動に関する取り決め 等

○ 業務執行状況の監査とは（事業所数 100 以上の場合は整備必須）

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等の場合は、既に各法の規定に基づきその監事又は監査役（監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合は、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

監査の方法は「事業者の監査部門等による内部監査」でも、「監査法人等による外部監査」でもどちらの方法でもかまいません。

2 業務管理体制の確認検査について

茨城県では、業務管理体制整備の普及を図るため、介護保険法第 115 条の 33 及び第 115 条の 34 の規定等に基づき「茨城県介護サービス事業者業務管理体制確認検査要綱」を定め、県に業務管理体制の届出を行うべき介護サービス事業者を対象として「一般検査」及び「特別検査」を実施しています。

また、必要に応じ、関係市町村との連携を図り、情報交換を行い、適切な検査に実施に努めることとしています。

【一般検査】

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するため定期的に報告書の提出を求め、その状況について確認を行うものです。

- (1) 対象事業者あて、提出書類、提出期限等を指定した一般検査実施の通知をします。

(2) 提出書類(当職からの確認事項):「業務管理体制の整備・運用状況に係る報告書」

＜内容＞・業務管理体制の全体像（方針策定、内部規程、組織体制の整備、関係法令や情報の収集方法、苦情対応、研修の実施等）

- ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
（「法令遵守規程の整備」が義務付けされている事業者(事業所 20 以上)は必須）
- ・業務執行状況の監査の実施状況及びその内容
（「業務執行状況の監査」が義務付けされている事業者(事業所 100 以上)は必須）

(3) 確認の結果、不備・不明瞭の場合は、改善報告書の提出を求めることがあったり、状況によっては立入検査、改善勧告、改善命令等を行うこととなります。

(4) 令和 4 年度の一般検査の結果について

- ① 実施期間 令和 4 年11月～令和 5 年 3 月
- ② 実施事業者数 209件

＜不備の例＞

- ア 法令遵守責任者や代表者、所在地が変更になっているにも関わらず変更届が提出されていない。(37.7%)
- イ 法人としての「業務管理体制の考え方」「業務管理体制の整備を徹底するための方針」について定めてはいるが、文書では定めていない。(41.6%)
- ウ この考え方(方針)を一部の者には周知しているが全員には周知していない。(19.1%)
- エ 法令遵守責任者の役割や業務内容を文書で定めていない。(50.2%)
- オ 法令遵守責任者が誰であるかということを全職員には周知していない。(11.0%)
- カ 法人内の法令遵守への取り組みについて定期的・必要に応じた評価・改善をしていない。(68.4%)

【特別検査】

- 指定事業所の指定取消処分相当の事案が発生した場合に、法人本部に対する立入検査等を実施し、業務管理体制の整備状況を検証するとともに当該事案への組織的関与の有無を検証するもの。

（組織的関与：事業所に対する、事業者の役員等からの口頭、電話、メール等による指示があったことが明らかなこと）

- 役員等の組織的関与が認められた場合は連座制が適用され、法人内の他事業所の新規指定、指定更新は認められない。

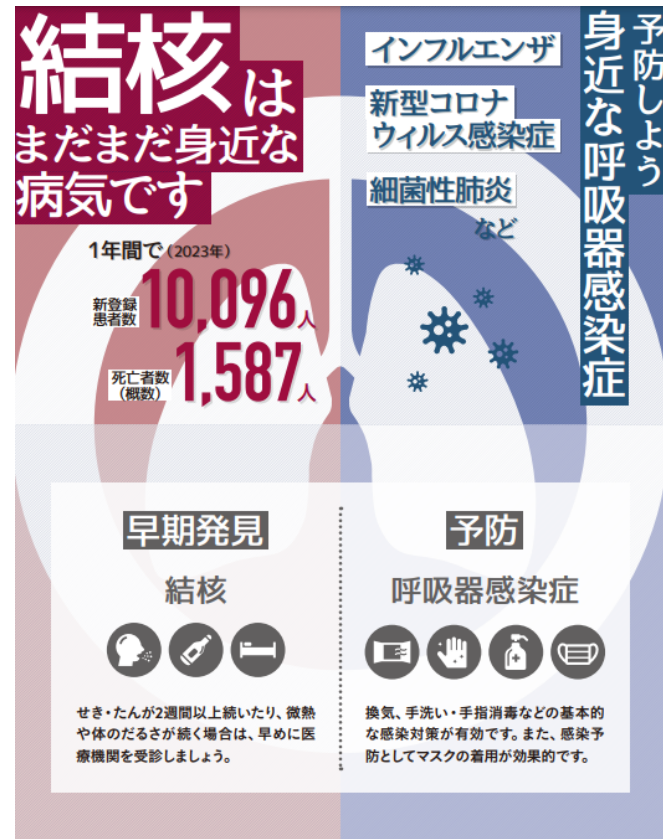
＜連座制適用となった場合＞

当該事業者が運営する 1 事業所が指定取消となった場合は、

- ・ 取消日から 5 年間は当該事業者（役員を含む）からの事業所の新規指定は認められない。
- ・ 当該法人が運営している他の事業所について、事業所の指定有効期限が到来しても取消日から 5 年間は指定更新が認められない。（原則として同一サービス類型内で適用〈居住系サービス、在宅系サービスごと）に）

施設における結核対策

茨城県保健医療部 疾病対策課 感染症対策室



正しい診断をより早く

厚生労働省

それって、いつもの風邪ですか？

どうしました？
風邪なんです
...
...

このままでは
いつから、どのような
症状があったかわからない

本当は
痰のからむ咳が
2週間以上続いている

いつもと違うところを医師に伝えましょう
たとえば、このようなことに心当たりはありませんか？

感染症の正しい診断に役立つ情報

☒ 痰のからむ咳が2週間以上続いている
☒ 微熱・身体のだるさが2週間以上続いている

☐ 最近、海外旅行から帰って来た
☐ 身体に淡いポツポツが出て来た
☐ 山遊びでダニに咬まれた跡がある
☐ 海外旅行で何度も蚊に刺された
☐ 耳の後ろのリンパ腺が腫れている感じがする
など

こちらにチェックが入る場合には
結核の可能性あります。

～長引く咳は結核かも～
結核予防週間 9月24日～9月30日
厚生労働省 結核 検査

平成29年9月

結核 茨城県で5年ぶりに集団感染が発生！ 令和6年9月6日 県報道発表

事例の概要

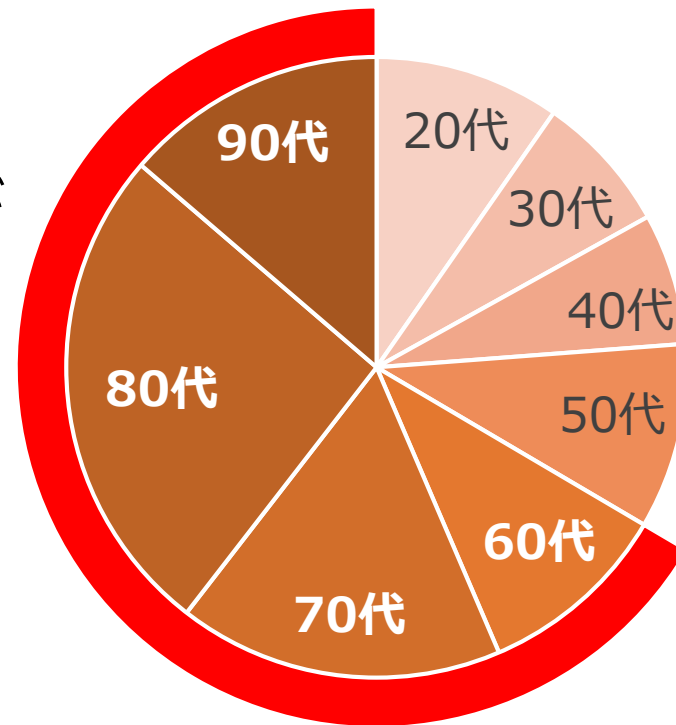
- 入所者約100名の介護老人保健施設で発生
 - 2月下旬に入所者の80代女性（初発患者）が咳などの症状悪化で救急搬送され、結核と診断
 - 初発患者は、睡眠時以外のほとんどの時間を他の入所者と一緒にデイルームで過ごしていた
 - 患者と接触のあった入所者・職員計89名を検査
- 70代から90代の入所者4名
介護士5名・看護師1名が感染していた

高齢者の患者が多いのはなぜ？

- 現在の高齢者が若い頃は結核が流行していた（結核患者数 昭和26年 59万人 令和6年 1万人）
- このため、高齢者は若い頃に結核菌に感染しながら、免疫により発病しないまま過ごしています
- 高齢者では加齢や病気などによって免疫力が衰え、発病するケースが増えています

年代別結核患者（2022年 茨城県 計248人）

患者の67%が
60代以上！



結核 高齢者の結核の早期発見には**職員の気づき**が大切

結核とは

- 結核菌による細菌感染症
- 症状は、咳・痰・発熱などで風邪の症状に似ている
- 症状が出るのは、早くても感染後3ヵ月、遅いと2年で潜伏期間が長い

高齢者は特に注意！

- ✓ 高齢者は免疫力や身体機能低下のため、**咳・痰などの症状が出ないことがある**
- ✓ 咳・痰が2週間以上続いたり、微熱・体のだるさが続く場合、また、**日頃の健康観察で、なんとなく元気がない・食欲不振・体重減少などに気づいたら医療機関受診を！**
- ✓ 早期発見のために年1回の定期健診（胸部X線検査）※実施が重要

※特別養護老人ホームなどの65歳以上の入所者に対しては、感染症法に基づく実施義務があります

管理者の皆様へ

- 定期健診の確実な実施や以下の資料を職員の皆様に周知いただくなど、結核対策の徹底をお願いいたします
(令和6年9月6日付け疾病第1040号・長福第518号通知で依頼)

資料 タイトルをクリックすると資料をご覧いただけます

- [介護職のあなたにこれだけは知って欲しい「結核のこと」](#)
- [高齢者施設・介護職員対象の結核ハンドブック](#)
- [介護現場における感染対策の手引き](#)



高齢者施設・介護職員対象の
結核ハンドブック

(2016年7月)

公益財団法人結核予防会結核研究所
対策支援部保健看護学科編



在宅ケアハラスメント対策について

県では、近年問題視されている「在宅」という密室での環境における、介護・看護等に従事する職員の労働環境の確保及び離職防止の観点から、安心して働き続けることができる体制を構築するため、「在宅ケアハラスメント対策推進事業」を実施しています。

1 「いばらき在宅ケアハラスメント相談窓口」

令和6年7月1日に「いばらき在宅ケアハラスメント相談窓口」を開設しました。

在宅において利用者やその家族等からのハラスメント行為にお困りの訪問介護士、訪問看護師、介護支援専門員等の皆様、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

(1) 相談受付時間

平日 10:00～16:00（土・日・祝日、12/29～1/3 を除く）

(2) 相談方法

電話またはメール

電話：029-303-7600

メール：homecare@ibaraki-welfare.or.jp

※ メールは24時間受付可能ですが、返信までに時間がかかります。ご了承ください。

(3) 相談受付内容

在宅ケア現場におけるハラスメントとは、利用者や家族等から職員への以下のような著しい迷惑行為が該当します。

① 身体的暴力（回避したため危害を免れたケースを含む）

例：ものを投げる、叩く、蹴る、ひっかく

② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を出す、怒鳴る、理不尽な要求をする、威圧的な態度

③ セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

例：必要なく触る、抱きしめる、性的な話をする

(4) 相談対象者

県内の訪問介護事業所、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所等の職員または管理者

(5) その他

- ・ プライバシーは厳守します。
- ・ 相談は匿名でも可能です。
- ・ 相談内容によっては以下の支援が受けられます。

- ① 弁護士による法務相談を利用できる場合があります。（無料、1回60分、1事案あたり1回を限度）

- ② 事案に適した介護士、看護師、ケアマネジャー等の専門職を伴った現場（利用者宅）への訪問を実施しています。事業所を通してご相談ください。（無料、1 事案あたり 2 回を限度）
- ③ 詳しくは、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/keahara/keahara.html>

2 「在宅ケア（訪問看護・介護（高齢者・障害者）等）におけるハラスメント対応ガイドライン」

県では、訪問介護・看護等を行う職員が訪問先の在宅の利用者及び利用者家族等から被った暴力、ハラスメント等について対策をまとめたガイドラインを策定しました。（令和 6 年 6 月策定）

事業者は、平常時からハラスメントに対する基本方針を定め、対応マニュアルの作成・職員への共有、職員への研修の実施、対応・相談フローの作成・職員への周知、利用者や利用者家族等への説明等を行う必要があります。

ガイドラインは県HPで公開していますので、ダウンロード等により適宜ご使用いただけます。なお、引用、転載等をご希望の際は、あらかじめ県長寿福祉課（029-301-3321）までご相談ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/keahara/documents/gaidorain.pdf>

3 「在宅ケアハラスメント撲滅キャンペーン」

11 月 11 日の「介護の日」に合わせた街頭キャンペーンによる広報を以下により実施予定です。

- （1）令和 6 年 11 月 1 日（金）7:00-9:00／水戸駅北口ペデストリアンデッキにて／ティッシュ配布
- （2）令和 6 年 11 月 13 日（水）県民の日 10:00-17:00／ジョイフル本田ニューポートひたちなか店にて／ティッシュ配布、健康相談、こども向け駄菓子子の配布



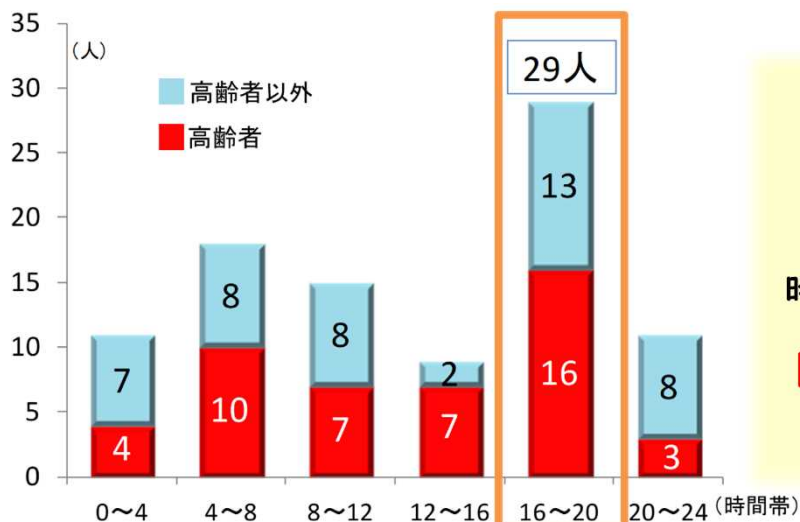
イメージキャラクター「きゅーさいちゃん」

令和 6 年度

介護保険施設等管理者研修会
資 料

茨城県警察本部 交通総務課

時間帯別死者数

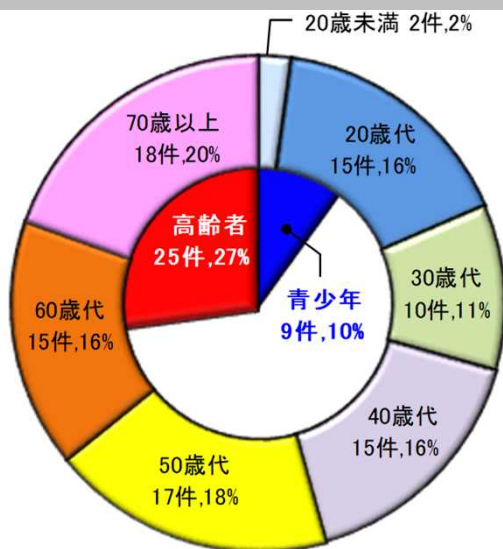


時間帯別では、

16~20時の時間帯が最多



第1当事者の年齢層別による交通死亡事故件数



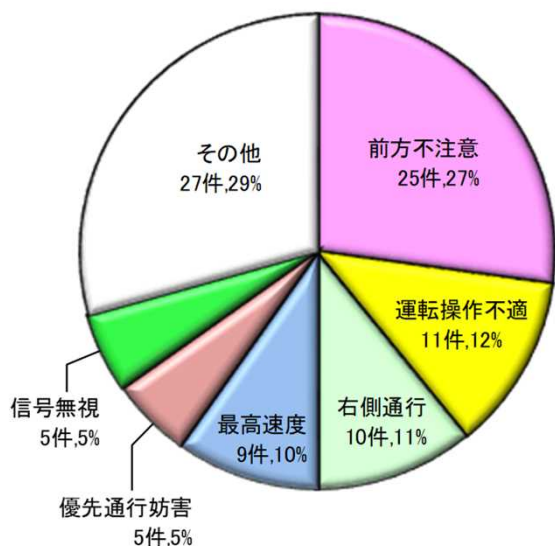
第1当事者年齢層別は、

高齢者が25件、

うち70歳以上が18件で最多



第1当事者の違反別による交通死亡事故件数



第1当事者の違反別では、

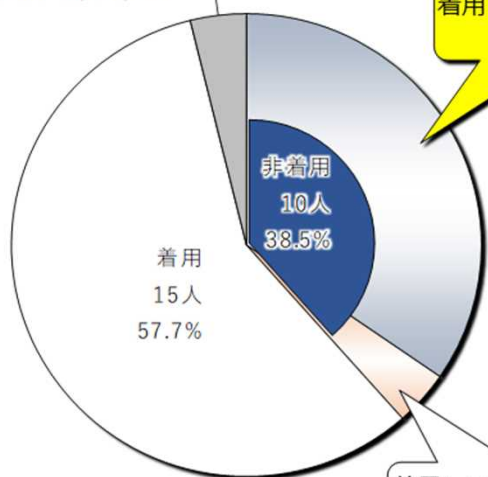
前方不注意が25件で最多、

次いで運転操作不適の11件



シートベルト着用別死者数

着用不明, 1人, 3.8%



着用していれば被害軽減
9人、90.0%

着用しても被害軽減不可
1人、10.0%

シートベルト非着用死者数の
9割は、着用していれば助
かった可能性があります。
速度を控えた運転を心がけま
しょう。



シートベルトは、交通事故にあった場合の被害を大幅に軽減します。
また、正しい運転姿勢を保たせることにより疲労を軽減する効果もあります。



出発前に全員のシートベルトの着用状況を確認しましょう。

福祉車両で車椅子の利用者を送迎する場合、車椅子の固定方法やシートベルトの着用方法は、自動車や車椅子の種類により異なる場合があります。
取扱説明書等で正しい方法を確認してください。

肩ベルトは肩にかかるように
肩ベルトと腰ベルトで体を固定

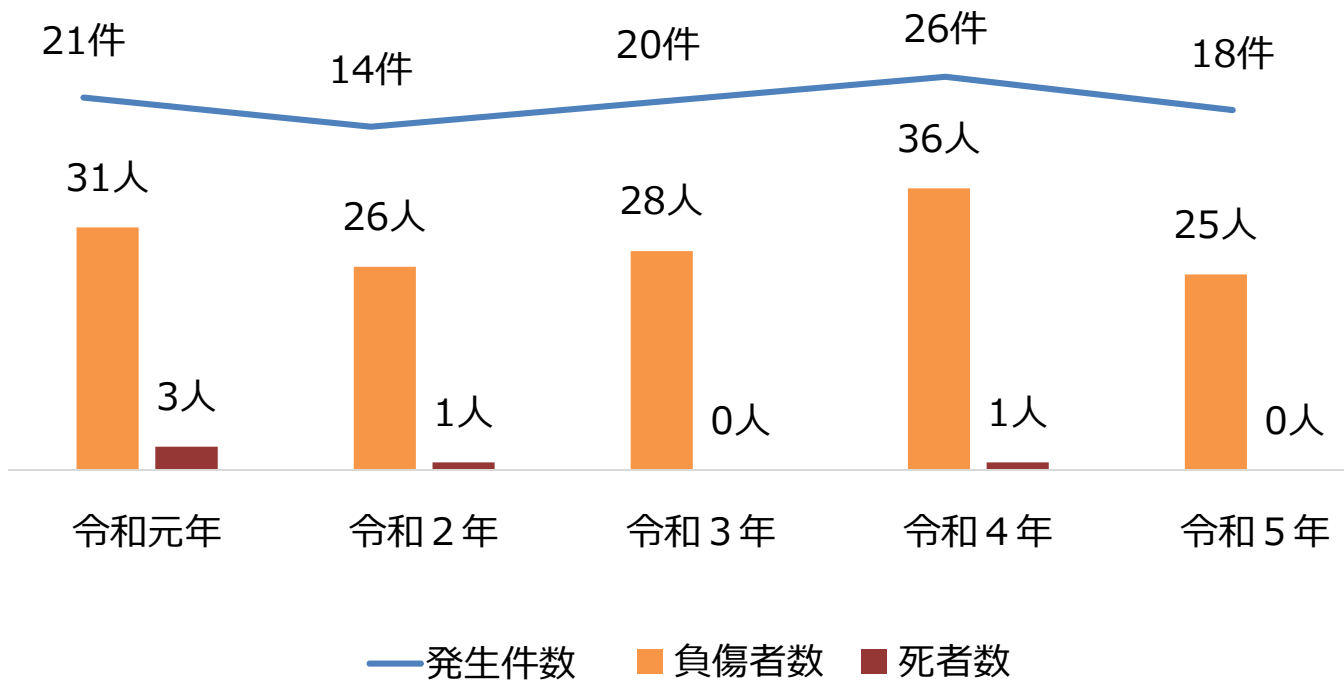
指定場所にフック掛けて車椅子を固定



2 県内の介護送迎業務中の交通事故発生状況

(1) 過去5年間の発生状況（令和元年～令和5年）

※介護目的の1当・2当による交通事故



(2) 本年の発生状況（令和6年7月末現在）



すでに4件の
死亡事故が発生・・・

死亡事故件数 4件
人身交通事故件数 11件
負傷者数 34人

疲れているとき、病気の時などは、
注意力が散漫になったり、判断力が衰
えたりするため、思いがけない事故を
引き起こすことがあります。
このようなときは運転を控えるか、体
の調子を整ってから運転しましょう。



そのうちの1件
詳しくは、こちら



事件名普通乗用車が電柱等に衝突する事故

発生日時	令和 6 年 4 月 12 日 17 時 00 分 頃 (金)	昼 夜	昼	天 候	晴
発生場所	結城郡八千代町地内	路線名	県道 若境		

概 要

普通乗用車が、直線道路を進行中、進路右側の電柱等に衝突したもの

当 事 者	種 別	乗 車 等	年 齢	職 業	性 別	損 傷	備 考
	普通乗用	運転	69歳	運転手	男	軽傷	
		同乗	71歳	無職	女	重傷	
		同乗	92歳	無職	女	重傷	
		同乗	86歳	無職	女	重傷	
		同乗	23歳	介護士	女	軽傷	
		同乗	70歳	無職	女	重傷	
		同乗	92歳	無職	女	死亡	
		同乗	89歳	無職	男	重傷	
	物件	物件	-	電柱等	-	-	

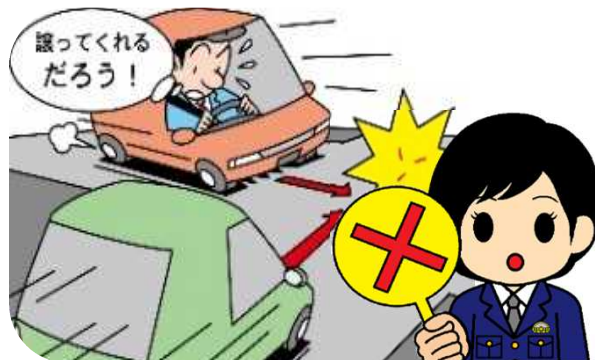
3 交通事故防止のポイント

(1) 危険を予測した運転

自動車を運転する際は、常に**危険を予測**した運転を心がけましょう。
駐車車両や障害物のかげにも危険があることを予測して、人が突然飛び出してきても、安全な措置がとれるような運転をしましょう。



あらかじめ予測しておくことで事故を未然に防止する
かもしれない運転



危険はないと自分に都合のいい予測をする
だろう運転

(2) 安全な車間距離

前の車が急に止まっても、追突しないような安全な速度と車間距離をとらなければなりません。

乗車人数が多いときや重い荷物を乗せているとき、雨にぬれた道路を走るときは、特に注意が必要です。



追突事故を回避できる車間距離の目安は、**3秒以上**の車間距離です。
標識などの適当な目印を決め、前の車がその目印を通過してから自分の車がその目印に至るまでの時間が3秒あれば、十分な車間距離を保っているということになります。

1

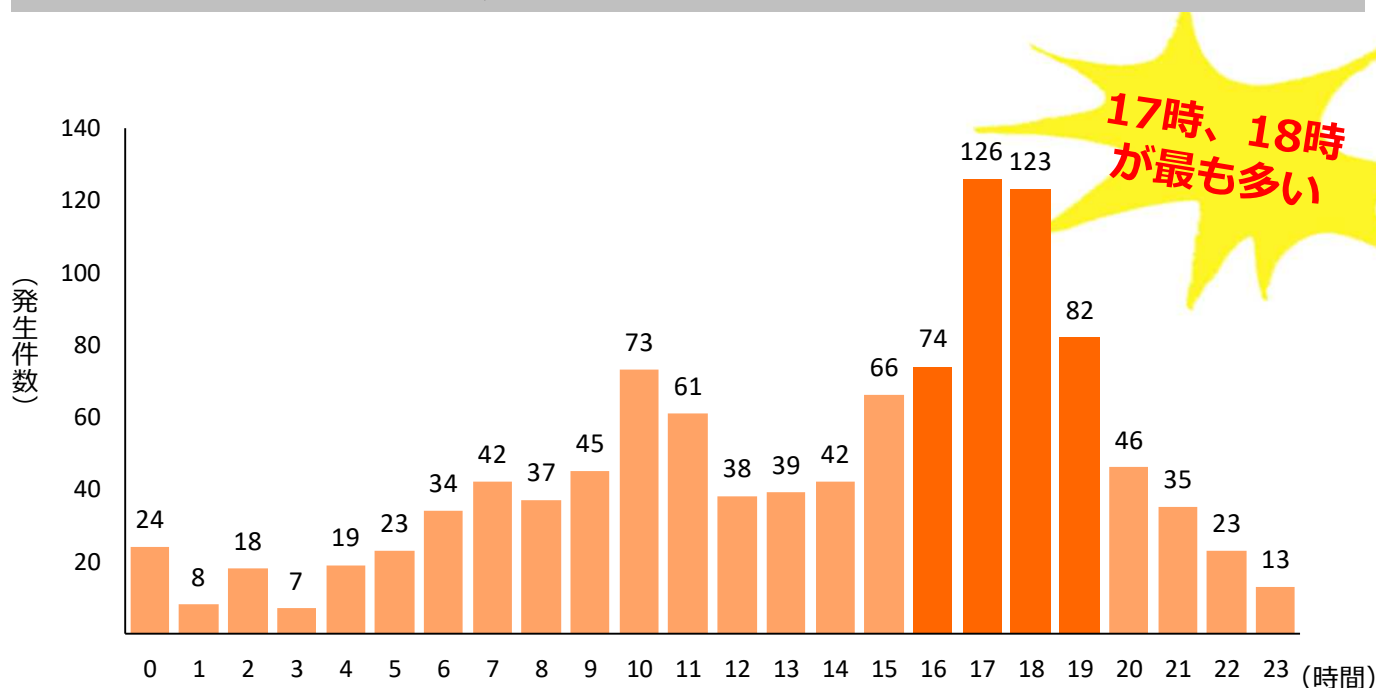


2



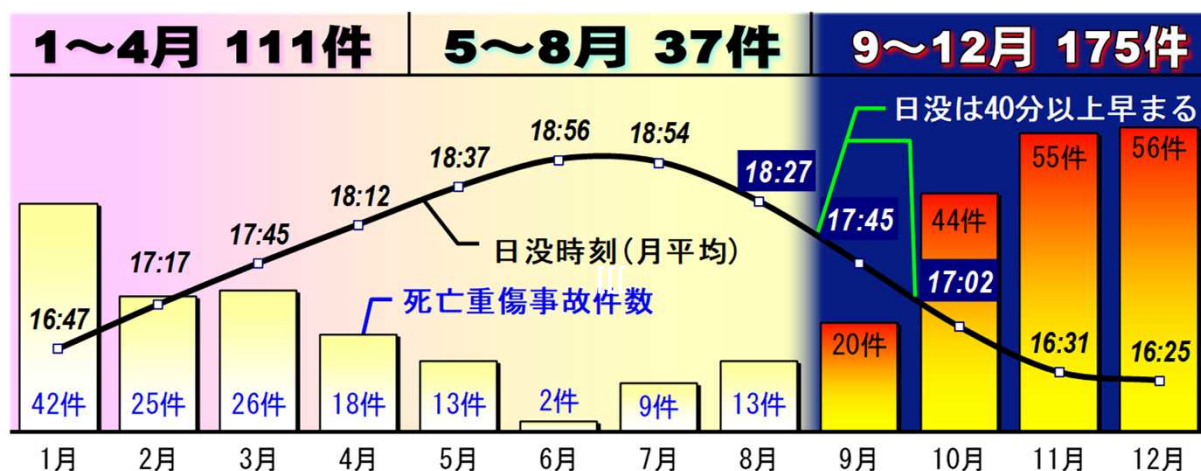
(3) ライトの早め点灯

時間帯別「人対車両」の死亡重傷事故件数（令和元年～令和5年・過去5年間）



16～18時台の月別「人対車両」死亡重傷事故発生件数

（令和元年～令和5年・過去5年間）



16～18時台の歩行者の死亡重傷事故は、日没時刻が早まる9月以降に急増しています。

日没前後は交通事故が多発します。
早めにライトを点灯し、自車の存在を知らせることが重要です。
月別点灯目安時間を参考に早めにライトを点灯しましょう。

月別点灯目安時間

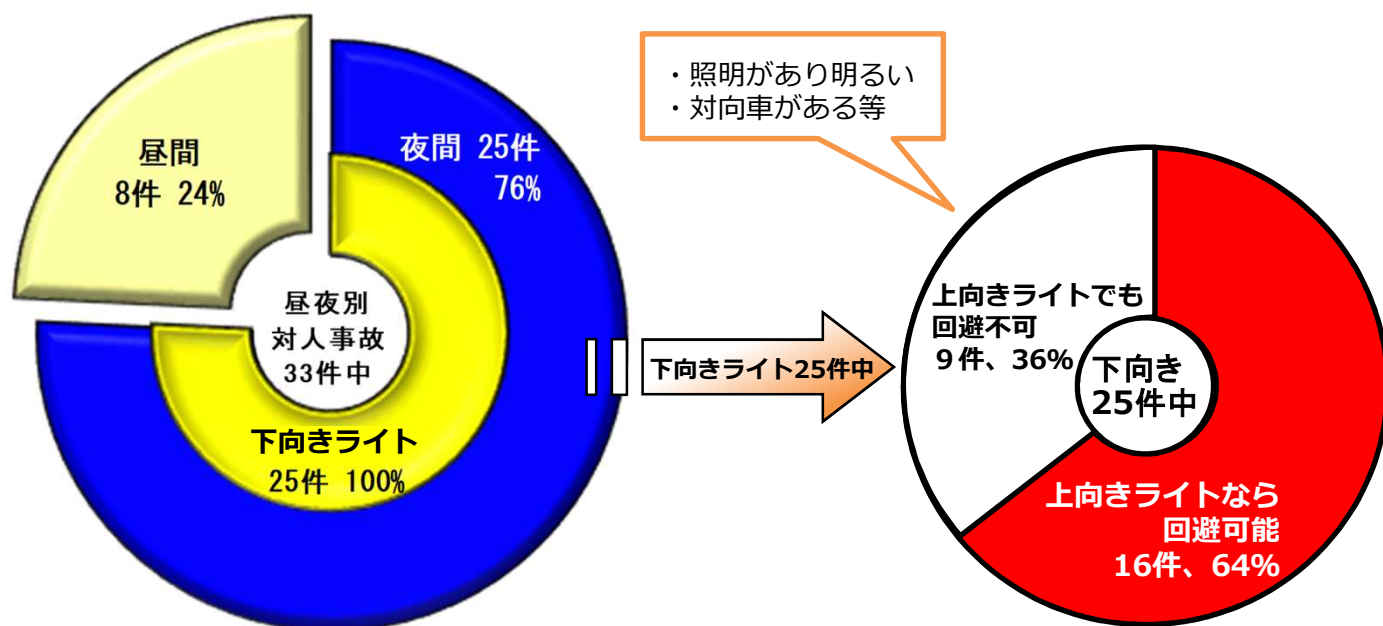
1月	16:00	7月	18:30
2月	16:30	8月	17:30
3月	17:00	9月	17:00
4月	17:30	10月	16:30
5月	18:00	11月	16:00
6月	18:30	12月	16:00

水戸の日没時間（国立天文台資料）を参考に、設定した時間



(4) ライトの切り替え

夜間における車のライトの上向き効果 (令和5年中)



上向きライト（走行用前照灯）で走行して、歩行者等の早期発見に努めましょう。先行車や対向車がいるときは、下向きライト（すれ違い用前照灯）に切り替えましょう。夜間は、昼間に比べて視界が悪くなるため、歩行者や自転車の発見が遅れがちになりますので、昼間より速度を落として慎重に運転しましょう。



(5) 発進する際の安全確認

車に乗る前は、車の前後に人がいないか、周囲に危険がないかを目視で確認しましょう。



後退する場合で同乗者がいない時は、ミラーだけに頼らず直接目視で確認しましょう。後方の見通しが良くない場合や狭い道路から広い道路に出るときは、同乗者がいる場合は後方の確認を手伝ってもらいましょう。

